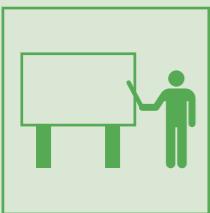
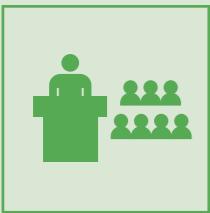


第二東京弁護士会の法教育プログラム



● 出前授業

当会所属の弁護士が学校などに出向いて出前授業をおこないます。進行案や教材の作成段階からお手伝いさせていただきます。



● 裁判傍聴

弁護士が、みなさまを東京地方裁判所の刑事裁判の法廷にご案内して、実際の事件の裁判と一緒に傍聴します。

お申し込み方法



ご希望の内容(出前授業の場合はテーマを決めて)を、
第二東京弁護士会サイト ひまわり「学ぶ」
よりお申し込みください。

□ ひまわり「学ぶ」(第二東京弁護士会サイト)

<http://niben.jp/manabu>

または

「二弁 法教育」で検索してください

二弁 法教育



法教育プログラムに関するお問い合わせ

第二東京弁護士会

法教育の普及・推進に関する委員会

△03-3581-2869

受付時間 10:00 ~ 17:00 (月曜~金曜日)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
弁護士会館 9 階

<http://niben.jp/manabu/>

発行人

第二東京弁護士会

T E L : 03-3581-2255 (代表)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
弁護士会館 9 階 <http://niben.jp/>

第2版 2018年4月発行



第二東京弁護士会 出前授業(デリバリー法律学習会) 事例集

自分で考え、公正に判断し、行動する力を身につける

第二東京弁護士会の出前授業について

第二東京弁護士会の出前授業（デリバリー法律学習会）

- 自分で考え、公正に判断し、行動する力を身につけるための授業です。
当会で用意している授業例については、このパンフレットをご覧ください。単なる法律の勉強会ではなく、参加する生徒さんと一緒に問題解決方法を考え、作り上げていきます。
- 当会の弁護士が、学校などに出向いて授業を行います。
また、このパンフレットに掲載されている授業例以外の授業もご用意しておりますので、ご希望をお伝えください。できる限りご希望に沿った授業を行えるような内容と時間配分で準備いたします。
- 進行案などの準備をお手伝いいたします。
実績豊富な当会の弁護士が、準備から当日の進行までお手伝いいたします。
ご要望に合わせて事前にお打合せの上、ご要望に沿った授業を行えるよう、授業の流れや教材などをアレンジすることも可能です。

法教育とは

法教育とは、法律の専門家が、一般の人々に対して、法に関わる基本的な知識や考え方、さらには法の形成や、紛争解決に必要な技術等を伝えることを指します。
単なる法律の知識だけでなく、法の形成過程や基本原則・価値を知り、合意形成や紛争解決の技能、さらにはその過程に参加する態度・意欲を身に付けることが法教育の目的です。
近年、法教育の学習についても、学習指導要領に組み込まれるようになりました。
第二東京弁護士会「法教育の普及・推進に関する委員会」では、将来の我が国の民主主義社会の担い手となる子どもたちを育成するため、教育関係者と協力・連携を図りながら、さまざまな活動を開催しています。

第二東京弁護士会のその他の法教育プログラム

裁判傍聴

弁護士が、皆さまを東京地方裁判所の刑事裁判の法廷にご案内して、実際の事件の裁判と一緒に傍聴する法教育プログラムです。傍聴前後に適宜、弁護士が裁判の解説を行い、皆さまのご質問にお答えします。



インタビュー記事

学校で法教育を行うことの意義

教育の現場で「法教育」が果たす役割とは？



寺本 誠（寺本 誠）

お茶の水女子大学附属中学校教諭
お茶の水女子大学非常勤講師
2004年に法務省の法教育教材『はじめての法教育』作成に携わる。
現在、さまざまな形で法教育の研究、実践に取り組んでいる。
法と教育学会、日本社会科教育学会、中等社会科教育学会所属。

聞き手：弁護士 頼田みさ子（第二東京弁護士会）

— 学校で法教育を行うことの意義 —

頼田：まず、先生と法教育との出会いについてお聞かせください。

寺本：大学院時代に、筑波大学の江口勇治先生に指導していただき、アメリカの法教育の教材を紹介していただいた時です。江口先生は、法教育という概念を日本で広めたといつてよい方です。

頼田：法教育とは、一般の人たちに法の原理や考え方を伝え、それを生かして実践する力をつけてもらう教育と言われていますが、学校教育の中で実施する意義はあるとお考えですか？

寺本：中学校社会科の教員になり、法務省で教材をつくるプロジェクトに参加する機会がありました。そこで弁護士の方と直接お話をしたり、我々中学校の教員が法をどうやって教えるかというレクチャーをしていただいたりして、法の概念や、憲法や民法について理解が深まりました。たとえば、憲法の中には、一人一人を大事していくことがちゃんと書いてあるんで

すけれど、自分の中学時代には、第何条を覚えなさいという授業だったので、実生活とあまり結びつけられていませんでした。法律専門家の方と法教育教材を一緒につくる機会を通して、たとえば個人の尊重の意味とか、憲法って誰が守るんだろうということをわかりやすく教えられたら、子どもたちは、もっと深く法を理解して興味を持ってくれるんじゃないかなと思い、授業の中に法教育の要素を入れるよう意識して取り組んできました。



その後、法律専門家の協力を得て何度か授業を行ったのですが、現場で活躍する弁護士さんが現場の声を聞かせてくださったり、法の考え方を教えてくださったりする効果が実際に見えてきましたので、中学校で実践する意義は十分あると思いました。

額田：私も何回かお邪魔しましたが、生徒さんが積極的で、教えた内容が伝わって残っていく感じがしました。

寺本：現在本校では、法律専門家の方をお招きし、一緒に授業を行う機会を積極的につくっていこうと考えています。

また、裁判所に傍聴に行き、弁護士さんに解説していただくプログラムもずっと継続していますので、法に興味を持つ子どもが増えたなという実感があります。子どもたちの中には、将来法律専門家になりたいと言ってくれる子も出てきました。

額田：たとえば刑事模擬裁判では、実際の尋問や、論告とか弁論とか主張を考えるというところに子どもたちは興味をもっているようですね。

寺本：中学生は、その役になりきって、真剣に議論しています。法や裁判への興味・関心が強いからだと思います。回を重ねるとこちらも手応えを感じ、継続してやろうという気持ちにもなりました。

さらに、もっと良いものができるのではないかと考え始め、今では模擬裁判だけではなく、民事調停やその他の授業の形態も開発するようになりました。



— 身の回りに起こる問題を解決する力

額田：法は、多様な人ととの間を調整するためのルールですから、法教育の一番大事なところ、つまり伝えたいところは、「一人一人みんな大切」ということと「いろいろな人がいて意見の違いや紛争が生じれば、ルールに従って調整していく必要がある」ということだと思っています。

寺本：程度の違いはあるにせよ、紛争と呼べるものは学校内ではごく日常的に起こっていると思っています。紛争が起きた時点で、まず相手の言うことを聴いて、自分の言い分も伝えます。そこに生まれる「ずれ」をどうやって正していくべきなのか、教員をやっていると毎日のように考えるわけです。「ずれ」を解消するには、普段の授業や学校生活の中で、互いに聴き合うことの意義を理解させ、子どもたちが安心して自分の意見を表明したり、聴いてもらえたりするような環境をつくることが大切なのかなと思います。



— コミュニケーションができる関係性を築く

額田：小さな社会である学校の中で「問題を解決する力」をつけることも法教育の目的と言えますね。

寺本：学校現場でも、課題を解決していく資質、能力が求められています。授業の中でも、あなただったらどう考えるかと問いかけ、自分なりに判断する機会を設けることで、意欲が持てるのではないでしょうか。

法の知識だけではない、人間の土台を育てる教育と言えるかもしれませんね。私は、社会科の授業では、公民的分野だけでなく、歴史的分野・地理的分野の授業でも法教育的観点を取り入れて実践しています。また、道徳や学級活動の中にも取り入れています。

額田：そうですね。他の学校でしたが、国語の時間に法教育の授業を行ったことがあります。題材は『高瀬舟』で、法や安楽死について考えました。



寺本：弁護士さんと一緒に授業を作ると、教員の力量も上がると思います。最初は、弁護士さんにお任せという授業でもよいと思います。おもしろい授業を作ることは教員、子どもたちの両方にとってメリットがあります。のために弁護士さんがこれだけ力を貸してくださいと言っているのだったら、言葉は悪いですけど、利用しない手はないんじゃないかな、と思っています。

額田：ありがとうございました。今後とも、どうぞ、よろしくお願いします。



出前授業例 (デリバリー法律学習会)

- 01. 大統領が止まらない!
小学校高学年 中学生 高校生
- 02. バイオリンが壊れちゃった!
中学生 高校生
- 03. インターネットにひそむ罠
小学校高学年 中学生 高校生
- 04. 「公正」ってなんだろう?
中学生 高校生
- 05. うさぎの掃除当番
小学校高学年 中学生
- 06. ストップ! 悪質商法!!
中学生 高校生
- 07. ニュースは全て正しいか?
中学生 高校生
- 08. 妊娠出産しても働くために
高校生
- 09. 有罪!? それとも無罪!?
中学生 高校生
- 10. みんな私のことが嫌いでしたか?
小学生 中学生
- 11. 法律を作ってみよう、使ってみよう
中学生 高校生 大学生

権力の暴走を止める仕組みやルールを考えよう

大統領が止まらない!



あらすじ

国民の尊敬を集める大統領が、隣国からきた芸術家の影響を受けて変わってしまいました。道路作りや水道管の修理のための税金が、芸術劇場の建設に優先的に使われるようになり、国民はもう我慢の限界です。国民の不満を抑えようとルールまで変更してしまう大統領。大統領の暴走はどうしたら止められるのでしょうか。

授業の詳細

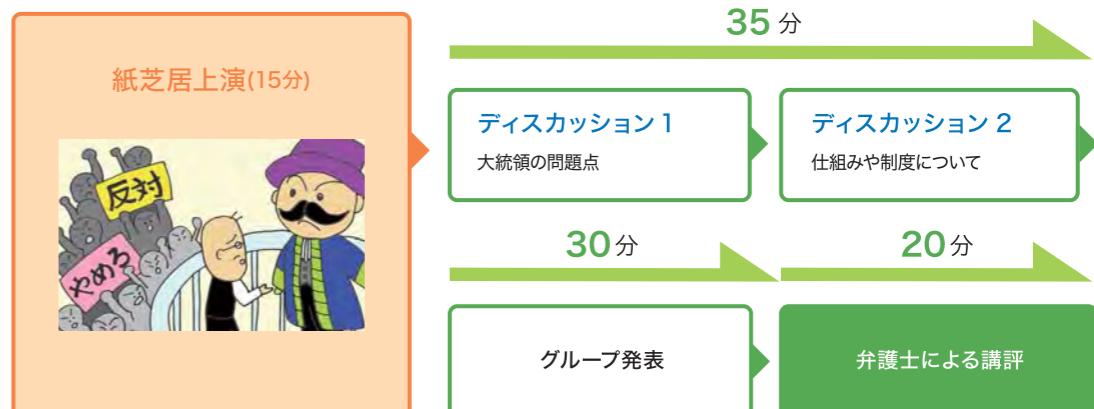
対象 : 小学校高学年～高校生
関連教科 : 社会科・特別活動
授業時間 : 100分(50分×2コマ)

プログラムのねらい

民主的に選ばれたはずの大統領が暴走を始め、国民の権利が侵害されていくという架空の事例を通じて、権力を暴走させないための仕組みやルールについて考えます。「立憲主義」や「三権分立」の根本にある「権力をコントロールしようとする姿勢や意識」を学ぶための教材です。

授業の流れ

国民が権力をコントロールするための仕組みやルールについて、弁護士が提供する「考えるヒント」を参考にしながら、さまざまな視点から全員で考え、ディスカッションしていきます。



わざとじゃないけどどうしよう…

バイオリンが壊れちゃった!

中学生 高校生

**あらすじ**

青井君と赤井君は、学校でバイオリンの練習をしていました。部屋の移動のために青井君のバイオリンを持った赤井君は、廊下を走る黒井君とぶつかって、バイオリンを壊してしまいます。しかも、青井君のバイオリンは、ルールを破って持ってきた高価なものでした。このとき、バイオリンを壊した責任は誰にあるのでしょうか? それぞれの事情を整理して考えましょう。

授業の詳細

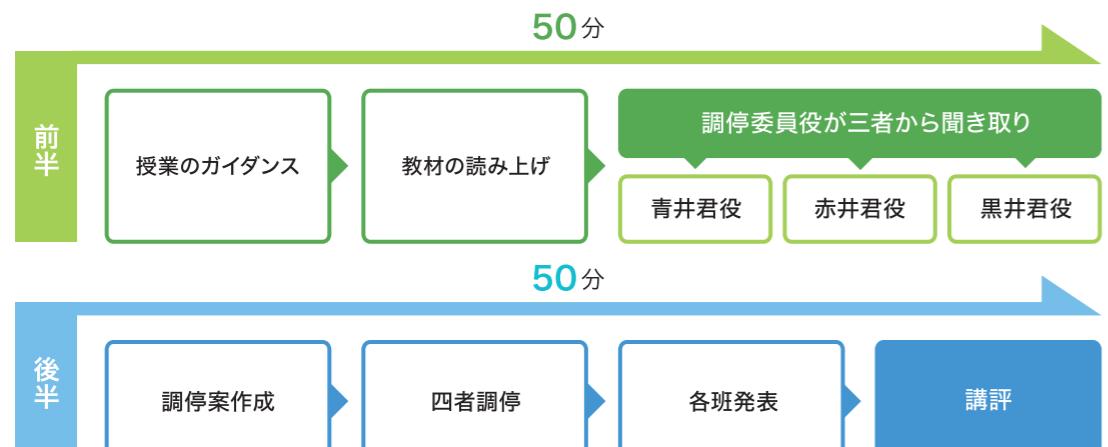
- 対象** 中学生～高校生
※対象年齢に合わせて内容を変更します。
- 関連教科** 社会科・道徳・国語・特別活動
- 授業時間** 100分(50分×2コマ)

プログラムのねらい

学校内で起こりうる事故を題材に、裁判とは異なる民事調停に近い状況を経験することで、「紛争当事者が、第三者に間に入ってもらい、お互いの言い分を聞きながら歩み寄る」というプロセスを体験し、一緒に問題を受け入れ、**良い対人関係を築く道徳観念**も学んでいきます。

授業の流れ

生徒が青井君役、赤井君役、黒井君役、調停委員役に分かれて、話し合いによって和解案(調停案)を作成します。



インターネットリテラシー

インターネットにひそむ罠

小学校高学年 中学生 高校生

**あらすじ**

インターネットによるいじめ、軽はずみな投稿などの事例を紹介し、これらの事例でどのような問題が発生するかを生徒に考えてもらいます。その上で、弁護士が、このような事例で発生する法律問題(民事責任・刑事責任)や、被害に遭った場合の救済手段などについて、解説をしていきます。

授業の詳細

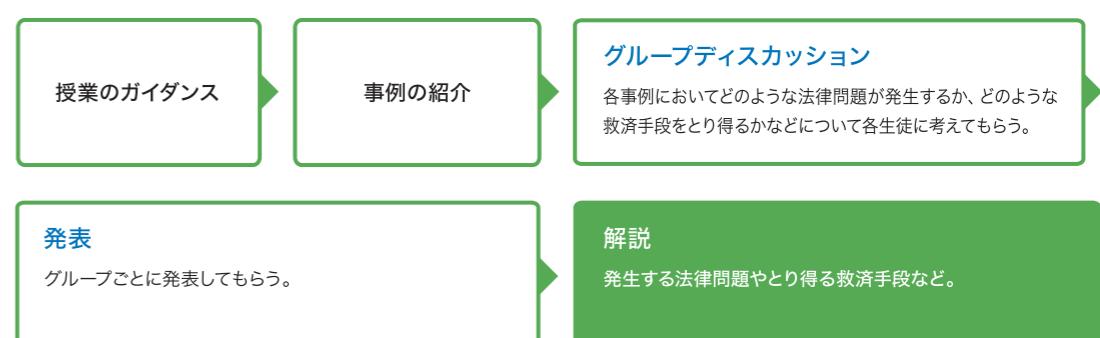
- 対象** 小学校高学年～高校生
- 関連教科** 社会科・道徳・国語・特別活動
- 授業時間** 50～100分(1～2コマ)
※プロジェクトを利用できれば尚可

プログラムのねらい

未成年者が加害者・被害者になるケースが後を絶たないインターネット。その**特性を学ぶ**とともに、どのような事件が現実に起きて、どのような法律問題が生じる可能性があるかを生徒に知ってもらい、その上で、**インターネットの使い方**を生徒に考えてもらいます。

授業の流れ

グループディスカッションや発表は、授業時間に合わせて調整していきます。みんなで考えを出しあい、話し合うことで、自分の意見を伝える力を伸ばすきっかけにもなります。発表の後に、解説を行う時間があります。



みんなが納得できる

「公正」ってなんだろう?



中学生 高校生

あらすじ

東日本大震災を教訓にして、太平洋沿岸に位置するX町では、高台に避難施設を建設することになりました。しかし、町の予算だけでは建設費用が足りず、町民から新たに税金を徴収することにしました。家庭の事情や設備の必要度合いの異なる町民全員が納得できる公正な負担とはどのようなものでしょうか。

授業の詳細

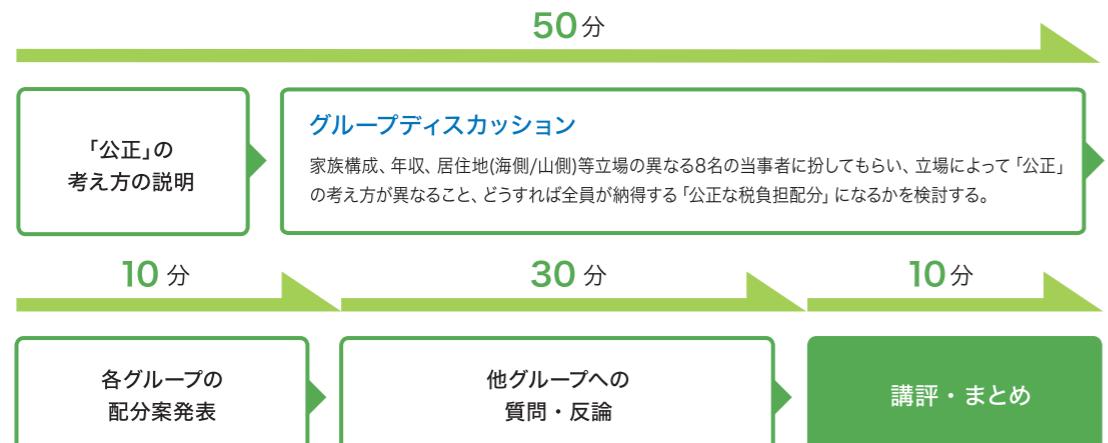
対象 中学生～高校生
関連教科 社会科・道徳・国語・特別活動
授業時間 100分(50分×2コマ)

プログラムのねらい

税金の負担割合を考えることを通して、「公正」について考えていきます。複数の登場人物を通して他人の事情を理解する想像力を養い、社会における紛争を、「公正な負担」という観点から、適切に解決する方法を学んでいきます。

授業の流れ

模範解答を示しにくい問題を通して、グループディスカッションを中心にみんなで考えを出しあっていきます。



ルールの公平なあり方を学ぶ

うさぎの掃除当番

小学校高学年

中学生

**授業の詳細**

対象 小学校高学年～中学生
関連教科 社会科・道徳・国語・特別活動
授業時間 100分(2コマ)
チーム分け例 35名(7名×5チーム)

プログラムのねらい

うさぎの掃除当番という、子ども達にとって身近なトラブルを通じて、**社会におけるルールの役割**を学ぶと共に、さまざまな意見や事情を持つ人々の中で、みんなが納得できる**公平なルールのあり方**を実践的に学びます。

授業の流れ

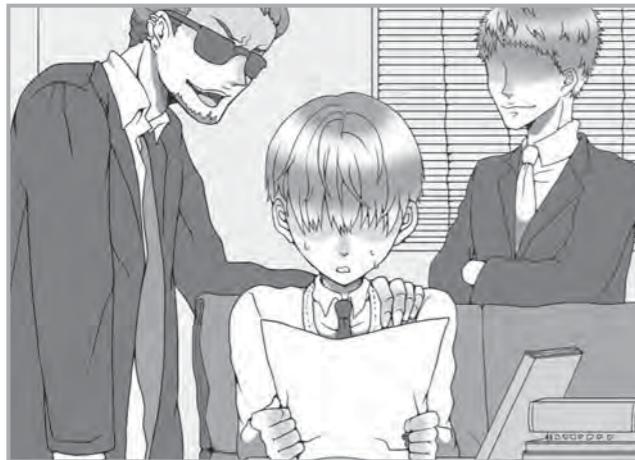
さまざまな意見や事情のある生徒たちの立場を記入した「立場カード」を配布し、実際にその役になってもらい、ロールプレイ形式で公平なルールを考えていきます。



アンケートに答えて教材無料のはずが…

ストップ! 悪質商法!!

中学生 高校生



あらすじ

受験を控えた高校3年生。アンケートに答えると無料で英語の教材がもらえる、と声を掛けられますが、ついて行った事務所で高価な英語の教材を無理やり買わされそうになります。契約書にサインをするまで帰してもらえない、と教材の販売員の上司に脅されてしまい……。どんな「契約」も必ず守らなければいけないのでしょうか。

授業の詳細

対象：中学生～高校生
関連教科：社会科・家庭科・特別活動
授業時間：50～100分(1～2コマ)

プログラムのねらい

日常生活の中で遭遇する危険があるキャッチセールスなどの**悪徳商法**を、いくつもの体験型消費者教育プログラムを使いながら学びます。契約がどう成立するか、**契約の拘束力**と例外的な**契約の解消手段**の他、発展編では、自分が**加害者**にならないための**対処法**などにも触れてていきます。

授業の流れ

キャッチセールスのロールプレイでは、消費者役の生徒に実際の断る理由を述べてもらい、それに対しありとあらゆる言葉で購入に導く、勧誘の手口を体験します。

50分

50分

1. 契約とは何か?

契約が守られない社会を想定し、契約自由の原則と契約の拘束力について学びます。未成年者取り消しなどの例外規定についても勉強します。

2. キャッチセールスのロールプレイ

実際に、生徒たちに消費者の役をやってもらい、断りにくさを体験してもらった上で、対処方法を勉強します。

3. 発展編

生徒たちに、投資詐欺や悪質マルチ商法の被勧誘者になってもらい、簡単には見抜けないことを体験してもらった上で、対処法を学び、かつ自分がマルチ商法の加害者にならないようにします。

授業の詳細

対象：中学生～高校生
関連教科：社会科・国語・特別活動
授業時間：100分(50分×2コマ)

プログラムのねらい

法律的な刑事手続の流れや原則に触れながら、犯罪報道を理解するための見方、目線について学んでいきます。「**事実**」と「**評価**」の区別など、報道一般について理解するために必要なこと、さらには**無罪推定の原則**、**刑事案件の手続き**の流れについても学ぶことができます。

授業の流れ

指示に基づいて実際に記事を作成するというワークを通じて、同じ事実関係でも異なる評価、異なる内容の記事が作成されてしまうということを体験します。

50分

50分

1. 無罪推定の原則とは

- ・刑事手続きの流れ
- ・日本の犯罪報道の特徴
～世界各国との比較から～

2. 犯罪報道被害

- ・松本サリン事件の紹介
- ・犯罪報道被害～具体的な記事をもとに考える～

3. ワーク ～記事をつくるみよう～

- ・与えられた事実と指示に基づき、グループごとに記事を作成
- ・記事の発表

マタニティハラスメントって?

妊娠出産しても働くために

高校生



マタニティ・ハラスメントの現状

平成26年の最高裁判例によって広く認知されるようになったマタニティ・ハラスメント（妊娠出産を理由とする不当な取扱い）ですが、実社会にまだ根強く存在しています。その解決には、男女問わず、マタニティ・ハラスメントに関わるすべての人が、お互いの言い分を理解し、妊娠婦の保護法制を知り、労働環境の改善に努める必要があります。

授業の詳細

対象：高校生
関連教科：社会科・特別活動
授業時間：100分(50分×2コマ)

プログラムのねらい

マタニティ・ハラスメントの問題を通じ、“企業 対個人”、“契約の拘束力 対 契約の拘束力に対する制限”という労使紛争における普遍的なテーマについて考えます。あわせて、妊娠婦の保護法制について正しい知識を身につけ、相手の立場を確認し自分の求める条件の交渉の仕方を学びます。

授業の流れ

事例問題と討論を通じて、女性社員の立場からだけでなく企業側の立場にも立って、マタニティ・ハラスメントの根本的な問題と解決方法を見つけていきます。

50分

50分

1. 双方の要求内容の確認

マタハラを受けた社員は何を会社に求め、これに対して会社にはどのような言い分があるのか

2. 法令の解説、これを踏まえた主張の整理

弁護士による法令の解説を踏まえ、自分の立場（社員または会社）の主張を整理する

3. 労使交渉の実践

相手の立場を確認し、自分の求める条件の獲得に向けて交渉を実践する

授業の詳細

対象：中学生～高校生
関連教科：社会科・特別活動
授業時間：100分(2コマ)×2日程度

この他にも「殺意の有無」「正当防衛の成否」「量刑」が争点の授業例もご用意しています。

プログラムのねらい

刑事裁判に市民が参加する「裁判員裁判」を学びます。裁判員役の生徒は、判断者として実際に審理に立ち会い意見交換をしながら判決を決定していきます。検察官の起訴状朗読や検察側の証人尋問、弁護側の証人尋問の場面はDVDの映像を使い、実際の法廷に参加しているような体験もできる授業です。

授業の流れ

生徒の中から裁判員役を選んで評議に参加してもらいます。選ばれなかった生徒は補充裁判員として各自評議を聞きながら考えます。

50分

前半

ガイダンス

法廷証言
DVD映像

後半

評議
事件に関する質問や争点に対する意見交換

講評



小学6年生の女の子が遺した言葉

みんな私のことが嫌いでしたか?

小学生 中学生



いじめ予防授業

日常的におこるいじめは、時に自殺にまで至ることがあります。いじめはなぜいけないのか、いじめによってどんなことが起こるのか、実際に起った事件を交えながら話をしていきます。いじめられている人、いじめている人、それを見ている人それぞれに対してメッセージ送り、いじめを予防するための授業です。

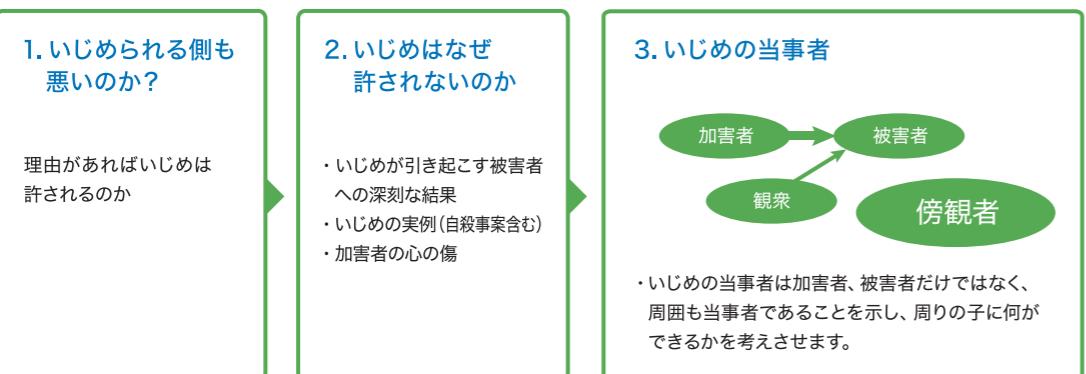
授業の詳細

対象 : 小学生～中学生
関連教科 : 道徳・特別活動
授業時間 : 45分

プログラムのねらい

いじめ防止対策推進法の公布に伴い、学校は専門家である第三者と協力して対処することが義務となりました。本授業では、弁護士が、実際に起った事件などを話しながら、重大な人権侵害であるいじめがなぜ許されないのか、また、いじめが起きたら生徒たちに何ができるかと一緒に考えます。

授業の流れ

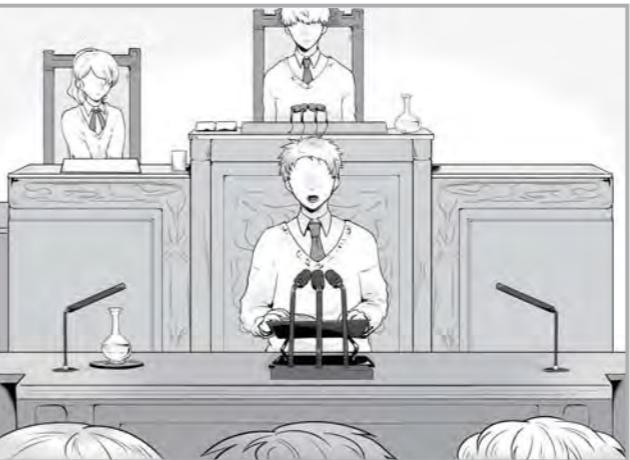


- いじめ自殺等の実際の例を紹介して、いじめが絶対に許されないことを示します。
- 対象年齢に合わせて内容を変更いたします。

社会のルールの在り方を考える

法律をつくってみよう、つかってみよう

高校生 大学生



複雑な背景を持った社会的課題

様々な背景を持った人たちが共生する現代社会。そこには、ヘイトスピーチや少年事件の実名報道など、解決できていないけれども、多くの人が改善の必要性を認識している「社会的課題」が多く存在します。様々な決まりごとやルール等が絡み合っているため、明確な法律的判断をしにくいものも多いのですが、何らかの対処や改善が求められています。

授業の詳細

授業の流れ

対象 : 高校生、大学生
関連教科 : 社会科、道徳、国語、特別活動
授業時間 : 100分 (50分×2コマ)

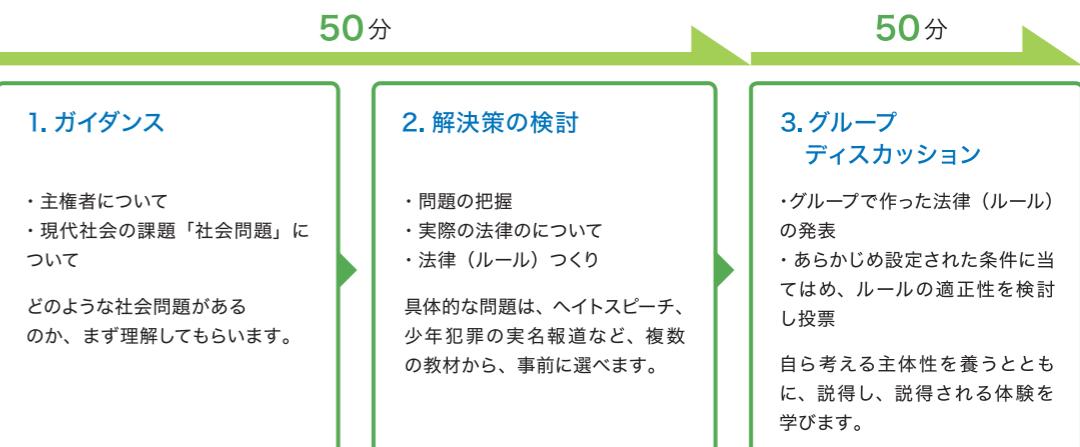
プログラムのねらい

授業の流れ

社会課題事例の中から一つ選び、自分達で法律(ルール)を作り、解決しようとする課題がそのルールによってどのような結論になるかを考えます。みんなが納得する解決策はみつけられるでしょうか。ルールはどのように使つたらよいのかについて考えるとともに、見直すことの大切さを学びます。

授業の流れ

生徒は国民(=主権者)として、グループごとに課題事例について考え、一つのルールをつくります。その後、グループディスカッションを通して問題を共有していきます。



教員の声

生徒が、社会の一員として憲法に興味を持つことを目的に、「大統領が止まらない」の出前授業を申し込みました。弁護士の先生方がわかりやすく、かつ創意工夫を凝らした授業を行ってくださったので、生徒たちは終始意欲的に取り組み、休憩時間や授業終了後にも、弁護士の先生に質問している様子が見られました。

授業後には、「憲法を身近に感じることができた」「弁護士の仕事に憧れた」などと生徒たちは満足そうな表情を浮かべていました。

本校の授業においても、以前にも増して積極的に参加するようになり、生徒たちが世の中の動きにより関心を持つようになりました。このことは、近い将来、生徒たちが選挙に参加することに繋がっていくと思います。

(かえつ有明中・高等学校 教諭 西田久美子 先生)

本校では、高校2年生に公民科「現代の社会」という学校設定科目を設定しております。この授業では「学ぶ力」「学ぼうとする力」の一つとして「論理的に考える力」の育成を目的として、第二東京弁護士会の民事模擬調停を実施しております。

多くの法教育プログラムが刑事模擬裁判であるのに対し、この授業では「日常で起こるかもしれない」という意識をもって、それが与えられた役割の下、真剣に議論します。

授業の後、生徒たちはなんともいえない「爽快感」と、うまく説明できない「モヤモヤ感」が残っており、それが次の学習へのステップにつながっているように感じます。

実際に、この授業の体験後に法学部志望に変更したケースもありました。

弁護士の先生方が一生懸命に関わって下さる姿勢も生徒たちの共感を得ているように感じました。

(聖学院中学校・高等学校 教諭 日野田昌士 先生)



生徒の声

ただの決まりだと思っていたけれど、憲法によって私たちの生活が守られているということを知った。

(中3女子) 【大統領が止まらない!】

自分が言った意見に対して、相手からどんな意見をいってくるのかが楽しみだった。

【バイオリンが壊れちゃった!】

一つのことに対して意見がまとまらなかったら、みんなで話し合うことが大切なんだと思いました。

(中1) 【うさぎの掃除当番】

今度、本当の裁判を見てみたい。2時間の授業ですごく興味がわきました。

(中3) 【刑事模擬裁判】

普段、こんなふうに話し合いをすることはなかなかないので、すごくワクワクして楽しかったです。

【バイオリンが壊れちゃった!】

弁護士はただ悪いことをした人をかばうだけの仕事だと思っていたが、きちんと罪を認め反省させるという仕事があることを知りました。

(中3) 【刑事模擬裁判】

出前授業 (デリバリー法律学習会)



対象年齢 : 小学生以上。詳しくは各授業例詳細ページをご参照ください。

実施日時 : ご希望のお日にち、時間で調整いたします。

講義形式の授業の場合は1か月前までに、教材や進行について事前の打ち合わせが必要な授業の場合は2か月前までにお申し込みください。

費用 : 原則として1コマ(45分~50分)あたり5,000円

裁判傍聴



対象年齢 : 中学生以上

実施日時 : 月～金曜日 午前の部：9:00～12:00／午後の部：12:30～15:30

集合場所 : 弁護士会館(霞が関)

催行人数 : 1グループ5名以上20名以内 (複数グループでのお申込みも可能です)

費用 : 無料 (ただし、営利団体からの申込みを除く)